

昭和十八年六月十七日

豫算委員長 小川郷太郎

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルベ

キ契約ヲ爲スヲ要スル件

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年六月十七日

豫算委員長 岡田忠彦殿

衆議院議長岡田忠彦殿

(小川郷太郎君登壇)

○小川郷太郎君 只今議題トナリマシタ昭

和十八年度歳入歳出總豫算追加第一號、同

ジク各特別會計歳入歳出豫算追加特第一號

及ビ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲

スヲ要スル件追第一號ノ三件ニ付キマシテ、

豫算委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ニ

付キマシテ御報告申上ダマス

先づ昭和十八年度歳入歳出豫算追加第

一號ノ内容ニ付テ申述ベマスレバ、此ノ歳入歳

出共ニ六億二千万圓デアリマシテ、之ヲ第

八十一回帝國議會ニ於テ成立致シマシタ金

額ニ加ヘマスレバ、昭和十八年度豫算額ハ

歳入歳出共ニ百三十八億九千五百餘万圓ト

相成ル次第デアリマス、歳入追加額ハ六億

二千万餘圓デアリマシテ、其ノ事項別内訳

ハ公債金收入ノ増加三億一千三百餘万圓、

前年度剩餘金繰入ノ増加三億圓等ト相成ツ

テ居リマス、而シテ右公債金收入ノ増加ニ

伴ヒマシテ、昭和十八年度ニ於ケル一般會

計歲出豫算ノ財源タル公債發行豫定額ハ、

第八十一回帝國議會ニ於テ成立致シマシタ

モノト今回提出セラレマシタモノトヲ通

ジ、歳入補填公債三十四億九千九百餘万圓、其ノ他二千餘万圓、計三十五億九千九百餘万圓ト相成リ、尙ホ之ニ臨時軍事費特別會計ニ屬スル分百七十一億六千三百餘万圓、其ノ他ノ特別會計ニ屬スル分、今回提案ニ係ル分モ含メマシテ十一億七千七百餘万圓ヲ加ヘマスレバ、昭和十八年度ニ於ケル公債發行豫定額ハ、總額二百十八億六千餘万圓ニ達スルノデアリマス、歳出追加額ハ經常部七万餘圓、臨時部六億千九百餘万圓デアリマシテ、其ノ事項別ノ内訳ハ、企業整備ニ關スル經費一億五千三百餘万圓、米穀生產確保ニ關スル經費四億四千餘萬圓、食糧緊急增產ニ關スル經費二千五百餘萬圓等デアリマシテ、現下ノ時局ニ顧ミ、何レモ本年度ニ於テ緊急眞ニ已ムヲ得ザル經費ヲ計上致シテ居ルノデアリマス

次ニ昭和十八年度各特別會計歳入歳出豫

算追加第一號ニ付テ申シマスレバ、右ハ朝鮮總督府朝鮮食糧管理、臺灣總督府臺灣米穀移出管理、國債整理基金公債金及ビ帝國鐵道ノ各特別會計ニ關スルモノノデアリマシテ、一般會計ニ準ジ何レモ緊急已ムヲ得ザル經費ヲ計上シテ居ルノデアリマス

最後ニ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約

ニ關スル件追第一號ニ付テ申述ベマスレバ、

企業整備、其ノ他損失補償及ビ補助十二億

千万圓、中小商工業者轉廢業共助資金利子

補給元本金額ノ増加二億六千八百餘万圓、

特殊預金及び特殊金錢信託取扱機關損失補

償及ビ補助五億八百餘万圓、政府特殊借入

金借入等ニ債務者特殊借入金及ビ戰時金融

金庫特殊借入金元利保證三十五億圓、朝鮮

產業物資營團出資千万圓、朝鮮產業物資營

團債券元利保證一億圓等デアリマス、是等

開キ、先づ豫算各案ニ關スル政府ノ要求ニ應ジ秘密

明ヲ聽取シ、次イデ政府ノ要求ニ應ジ秘密

チニ質疑ニ入りマシテ、午後六時過ヲ以テ

審査ヲ終了致シマシタ次第デアリマス、本

委員會ニ於キマシテハ、今回特ニ帝國議會

ノ召集ヲ必要トスルニ至リマシタ時局ノ重

要性ニ顧ミマシテ、一切ノ論議ハ擧ゲテ當

面ノ重要問題ニ之ヲ集結シ、積極的且ツ建

設的ナル態度ヲ以テ、一億國民ノ聽カント

欲スル所ヲ質シ、言ハント欲スル所ヲ述べ、

以テ本委員會ニ課セラレタル重大任務ヲ全

ウセシコトヲ期シタノデアリマス、幸ニシ

テ委員諸君ノ非常ナル激励ニ依リマシテ、

是等ノ案件ニ付キマシテモ、極メテ短期間

ニ其ノ審議ヲ終了シタノデアリマス、此ノ

間委員諸君カラハ誠意且ツ周到ナル態度ヲ

以テ質疑ヲセラレ、他方政府ニ於テモ亦眞

摯且ツ率直ナル態度ヲ以テ、其ノ決意ト信

念トヲ披瀝セラレタノデアリマシテ、洵ニ大

豫算關係ノ案件ヲ審査致シマス爲ニ、豫算委員會ハ昨十六日、即チ開院式ノ舉行セラレマシタ當日其ノ夕刻ヲ以テ直チニ會議ヲ開キ、先づ豫算各案ニ關スル政府ノ要求ニ應ジ秘密

スル政府ノ說明ヲ聽取シタノデアリマス、

本日ハ午前九時ヨリ會議ヲ開キマシテ、直

チニ質疑ニ入りマシテ、午後六時過ヲ以テ

審査ヲ終了致シマシタ次第デアリマス、本

委員會ニ於キマシテハ、今回特ニ帝國議會

ノ召集ヲ必要トスルニ至リマシタ時局ノ重

要性ニ顧ミマシテ、一切ノ論議ハ擧ゲテ當

面ノ重要問題ニ之ヲ集結シ、積極的且ツ建

設的ナル態度ヲ以テ、一億國民ノ聽カント

欲スル所ヲ質シ、言ハント欲スル所ヲ述べ、

以テ本委員會ニ課セラレタル重大任務ヲ全

ウセシコトヲ期シタノデアリマス、幸ニシ

テ委員諸君ノ非常ナル激励ニ依リマシテ、

是等ノ案件ニ付キマシテモ、極メテ短期間

ニ其ノ審議ヲ終了シタノデアリマス、此ノ

間委員諸君カラハ誠意且ツ周到ナル態度ヲ

以テ質疑ヲセラレ、他方政府ニ於テモ亦眞

摯且ツ率直ナル態度ヲ以テ、其ノ決意ト信

念トヲ披瀝セラレタノデアリマシテ、洵ニ大

斯ノ如ク致シマシテ、質疑應答ヲ終リマ

シテ、討論ニ入りマシタ所、中村三之丞君力

ラ理由ヲ附シテ政府ノ提出セル原案ノ儘ニ

可決スベシトノ意見ガ開陳セラレマシテ、採

決ノ結果全員一致ヲ以チマシテ原案通り可

決セラレマシタ、速カニ其ノ趣キヲ諸君ニ

御傳ヘ致スコトヲ得タ次第デアリマス

以上ヲ以チマシテ昭和十八年度歳出

總追加豫算第一號外二件ニ關スル豫算委員會ノ審査經過及び結果ノ報告ト致シマス

ノ委員長報告ハ孰レモ可決デアリマス、三

案ヲ一括シテ委員長報告ノ通り決スルニ賛

成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(總員起立)

○議長(岡田忠彦)

起立總員

○議長(岡田忠彦君) 仍テ三案トモ委員長
報告ノ通り全會一致可決確定致シマシタ
(拍手)

〔拍手起ル〕

○森下國雄君 議案上程ニ關シマスル緊急
動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提
出、朝鮮食糧管理特別會計法案、朝鮮ニ於
ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企
業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲公
債發行ニ關スル法律案、及ビ臺灣ニ於ケル
米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ
充ツル爲公債發行ニ關スル法律案ノ三案ヲ
一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ
審議ヲ進メラレントラ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、朝鮮食糧管理特別會計法案、朝鮮ニ於
ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企
業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲公
債發行ニ關スル法律案、臺灣ニ於ケル米穀
ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツ
ル爲公債發行ニ關スル法律案、右三案ヲ一
括シテ第一讀會ノ續ニ開キマス、委員長ノ
報告ヲ求メマス——委員長高橋守平君

朝鮮食糧管理特別會計法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲
ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ
財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律
案(政府提出)

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲
ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ
關スル法律案(政府提出)

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲
ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ
關スル法律案(政府提出)

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲
ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ
關スル法律案(政府提出)

一朝鮮食糧管理特別會計法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十八年六月十七日

委員長 高橋 守平

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲
ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ
財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律
案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十八年六月十七日

委員長 高橋 守平

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲
ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ
關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十八年六月十七日

委員長 高橋 守平

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲
ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ
關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十八年六月十七日

委員長 高橋 守平

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス
本委員會ハ昨晩委員長理事ノ互選ヲ致シ
マシテ、今朝九時カラ質疑ニ入リマスル前ニ大
リマスルガ、其ノ質疑ニ入リマスル前ニ大
東亞ニ於ケル食糧事情竝ニ朝鮮、臺灣ニ於
ケル食糧事情及ビ内地ニ於ケル食糧事情ニ
付キマシテ、政府ノ説明ヲ受ケタノデアリ
マスル、此ノ委員會ニ於テ行ハレシマタル
質疑ノ中主ナルモノヲ御紹介申上ダスル
ト、本年行ハレマシタル四千五百万石ノ供出
米ノ問題ニ關シマシテ、一委員ヨリ此ノ供
出米ハ國策トシテ決定シタルコトデアルカラ
シテ、農民ハ此ノ國策ニ應ズル爲ニ義務ヲ
果シタノデアルガ、此ノ供出米ノ方法ニ付
テハ頗る遺憾ノ點ガアツタト思フ、殊ニ此
ノ供出米ニ依ツテ農民ノ生産意欲ノ上ニ、
少カラザル惡影響ヲ及ボシタル點ガアル
ガ、政府ハ本年度ニ於テモ、亦昨年度ノ供
出米ト同様ナル方法デ供出ヲセシムルノカト
云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ割當時期、
若シクハ割當ノ上ニ彈力性ヲ持タセ、其ノ
他凡エル工作ヲ講ジテ改善スル積リデアル
ト云フ答辯ガアツタノデアリマス、一委員
ヨリハ現下ノ食糧增產ノ喫緊重大ナル問題
デアルコトニ對シテ、從來ノ如ク單純ナル
消極的施策デハ、到底國家ノ要求スル増產
ヲ考ヘルコトハ出來得ナイ、思切ツテ積極
的新ラシイ技術ヲ取上ゲテ、農林省ガ其
ノ新ラシイ技術ヲ農民全體ニ普及徹底セシ
ム成績ヲ見テ居ルガ、トモスルト地方長
官ハ農林省ノ意圖スル事柄ニ對シテ冷淡ナ
カ、殊ニ地方長官ガ此ノ食糧增產ニ努力ト
熱意ヲ拂フ府縣ニ於テハ、相當增產ニ於テ
モ成績ヲ見テ居ルガ、トモスルト地方長

考ヘルカト云フ質問ガアツタニ對シマシ
テ、政府ハ新技術ノ取入レハ最モ必要ナコ
トデアル、又地方長官ニ對スル關係ハ、治
安ノ確保ハ思想ト食糧ノ問題ガ重大ナル關
係ヲ持ツノデアルカラシテ、地方長官ノ努
力ト熱意トヲ有セシメルコトニ對シテハ、
全ク同感デアルト云フ内務當局カラノ御答
辯ガアツタノデアリマス、最後ニ一委員ハ、
大東亞ノ食糧問題ニ言及致シマシテ、大東
亞ニ於ケル自給自足ノ指導的地位ニアル日
本デハアルガ、我ガ國ノ食糧ハ日滿ニ於テ
自給スペキ閣議決定ガアル、隨テ此ノ日
滿ニ於テ自給自足スベキ方策ヲ、唯單ニ南
方ニ依存シテ、此ノ閣議決定ノ方策ノ日滿
ノ自給自足ノ增產計畫ヲ忘レテハ相成ラヌ
ガ、政府ハドウカト云フ質問ニ對シマシテ
スクリシテ質疑ハ終了致シマシテ、馬場元
治君カラ討論ヲ打切ツテ採決ニ入ルベキ旨
ノ動議が提出サレマシテ可決サレ、直チニ
アリマス、其ノ他詳細ハ速記録ニ依ツテ御
諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス
斯クリシテ質疑ハ終了致シマシテ、馬場元
治君カラ討論ヲ打切ツテ採決ニ入ルベキ旨
ノ動議が提出サレマシテ可決サレ、直チニ
アリマス、其ノ他詳細ハ速記録ニ依ツテ御
諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス
○議長(岡田忠彦君) 三案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ三案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマ
シタ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ〕

○森下國雄君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り
可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

企業整備資金措置法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員会)

依リマシテ、債務證書ニ依ル所ノ決済方法ヲ取ルコトニシタト云フコトデアリマス、

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ議案
全部ヲ議題ト致シマス

(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
國民更生金庫法中改正法律案(政府提
出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

必要ノアル場合、或ハ債務辨済ノ場合、或ハ時局ニ必要ナル産業ニ投資セントスル場合ニ於キマシテハ、之ヲ現金ニ替ヘルコトニ

朝鮮食糧管理特別會計法案

第一讀會(確定議)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
一企業整備資金措置法案(政府提出)

候此段及報告候也

委員長 木暮武太夫
衆議院議長 沖田忠彦殿

報告書

一昭和十八年法律第九號中改正法律案
(昭和十八年度一般會計歳出) 材原三

充ツル爲公債發行ニ關スル件) (政府提

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致出)

候此段及報告候也

委員長 木暮武太夫
衆議院議長 沢田忠彦殿

報告書

一 國民更生金庫法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
月)

候此段及報告候也

委員長 木暮武太夫
衆議院議長岡田忠彦殿

〔宋〕武太夫君發

卷之三

案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲ
タイト存ジマス、此ノ委員會ニ付託セラレ
マシタニ案ノ中、一ツハ昭和十八年法律第
九號中改正法律案ト申シマシテ昭和十八年
度一般會計歲出ノ財源トシテ公債發行ヲナ
ス所ノモノデゴザイマスノデ、之ニハ御質
問ハゴザイマセヌデシタ、他ノ企業整備資
金措置法案竝ニ國民更生金庫法中改正法律
案、此ノ二ツノ法律案ハ、申スマデモナク
第八十二臨時議會ヲ開催セラレマシタ中心
問題タル政府ノ將ニ行ハントスル劃期的
ノ、未ダ會テ見ザル廣汎深刻ナル企業整備
ト裏表ヲナス所ノ法案デアリマスノデ、
此ノ二ツノ法案ニ關シマシテ、十一名ノ方
カラ朝九時カラ晝食ノ時間十五分ヲ除キ
マシテ只今マデ詳シク質問ガ發セラレタヤ
ウナ次第デゴザイマス、企業整備ノ問題ハ
今日國民齊シク其ノ成行ニ關心ヲ持チマシ
テ、國家ノ必要トシテ行ハントスル此ノ企
業整備ニ對シテ、心カラ理解ラシテ、熱心
議場ヲ通ジ、速記錄ヲ通ジマシテ國民諸君
ニモ理解ラシテ戴キタイト云フ意味ニ於キ
マシテ、御報告ヲ由上ゲタイト思フノデゴ
ザイマス

サヅ全業務備合告擧去案ハ、本議場ニ
タル封鎖致シマシタ所ノ資金ヲ、納稅ノ
必要ノアル場合、或ハ債務辨済ノ場合、或ハ
時局ニ必要ナル産業ニ投資セントスル場合
ニ於キマシテハ、之ヲ現金ニ替ヘルコトニ
躊躇スルモノデハナイト云フ點デアリマス、
第三ハ休廢止會社ト雖モ從來ノ如ク是ガ解
散ヲ致シマシテ、殘餘ノ財產ヲ分配致シマ
スルナラバ、此ノ莫大ナル金ガ金融市場
ニ放出サレマシテ、浮動資本金化スル虞レ大
ナルモノガアリマスノデ、今回ハ休廢止ス
ル會社ト雖モ債權保有會社トシテ、之ヲ解
散セシメズシテ、存置セシムルト云フコト
ヲ決メタ點デアリマス、第四ハ企業整備ニ
關シマシテハ、過去ニ於キマシテモ可ナリ
租稅ノ減免ヲ政府ハ致シテ居リマシタガ、
今回ハ色々ノ角度カラ、企業整備ノ圓滑ナ
ル運營ヲ圖リマス爲ニ租稅ノ減免ヲ致シマ
シタ其ノ規定ヲ設ケタ點デアリマス、第五
點ト致シマシテハ休廢止致シタモノノ
設備資產ヲ保有又ハ買取りマス所ノ產業設
備團體或ハ更生金庫ナドニ對スル國庫ノ補
償ノ點ヲ明確ニ致シテ居ルノデアリマス
モウ一ツノ法律即チ國民更生金庫法中改
正法律案ハ國民金庫ガ今日五千万圓ノ資本
デアリマシテ、其ノ内譯ハ民間ノ出資百萬
圓、政府ノ出資四千九百万圓、今回ハ比ノ

以下若干質疑應答內容ヲ御説明申上ガタ
イト思フノデアリマス、先づ第一ニ今回ノ
企業整備ト從來ノ企業整備トドウ云フ點ガ
違フノデアルカ、即チ今回ノ企業整備ノ時
殊性如何ト云フ質問ニ對シマシテハ、答トシ
テ今回ノ企業整備ハ支那事變以來幾度か企
業整備或ハ企業ノ合理化、整理ノ統合ト云
フ名ノ下ニ行ハレマシタモノト違フ點ハ、
今マデノ企業整備ハ原材料ガ少クナツタ、ソ
コデ當該產業ノ能率ヲ増進シ合理化ヲスル
必要ガアルト云フノデ、優秀大工場ニ中小ノ
工場ヲ合併致シマスル所ノ、大體整備ノ方
針ニアツタノデアリマスルガ、今回ノ企
業整備ノ狙ヒドコロハ御承知ノ通り大東亞
戰爭ノ現段階ニ於キマシテ、苛烈淒愴ノ様
相ヲ呈シテ參りマシタ所ノ今日ノ戰局ニ即
應致シマシテ、我ガ帝國ノ綜合戰力、就中
直接戰力ト云フモノヲ、彌ガ上ニモ飛躍的
ニ増強シナケレバ、死ヌカ滅ブルカノ關頭
ニアル我ガ帝國ヲシテ、勝利ノ榮冠ヲ戴カ
シメルコトハ、中々難カシイ事態ニアルノ
デアルカラ、從來未ダ曾テ戰力化サレナイ
所ノ帝國到ル處ニアル資材、勞力、動力、
輸送力ト云フモノヲ此ノ際皆集中シテ戰力
化シテ、仍テ直接戰力ヲ飛躍的ニ増強シテ、
第一線ノ將兵ノ方々ヲシテ後顧ノ憂ヒナカ
ラシムルト云フ所ニ大キナ狙ヒガアルノデ
アツテ、從來ノ物ガナクナツタカラ、段々
仕事ヲ整理シテ行クノダト云フ消極的ノモ
ノトハ違フノデアルト云フノデアリマス、今
回ノ整理ノヤリ方ハ、然ラバドウ云フ風ニ
ヤルカト云フ質問ニ對シマシテハ、政府ノ御
答ヘト致シマシテハ、主トシテ工業ニ狙ヒドコ
ロヲ置イテ居ルノデアル、中小商業ニ付キマシ
テハ昨年四月二十一日閣議決定ニナリマシテ、

爾來整備ヲ斷行シテ本年三月三十一日ヲ以テ、一應結束ガ付キマシタ所ノ整備ノ方針ヲ、其ノ儘踏襲シテヤツテ居ルガ、工業ニ付キマシテハ第一種部門、第二種部門、第三種部門ト之ヲ分ツテ見ル、第一種部門ト云フノハ工場設備ノ轉用、或ハ工場設備ヲ廢止シテ、其處カラ勞力ヲ供出シ、或ハ金屬ヲ供出スルト云フヤウナコトニ寄與スル所大ナル織維業、或ハ食品業、或ハ化學工業ト云フモノテヤルノデアル、第二種工業部門ハ、即チ直接戰力ヲ增强スル所ノ重責ヲ擔フ機械工業、重工業ヲ指スモノノデアル、此ノニツヲ除キマシタモノガ、第三種工業部門ニ屬スルモノデアルツテ、今回ノ企業整備ニ於テハ、重點ハ第一種、第二種ニ置クノデアル、第三種ハ政府トシテハ飽クマデ法令ノ發動ト云フコトニ依ラズ、政府ノ指導、勸獎、斡旋ニ依ツテ其ノ整備ノ促進ヲ圖ル建前ニナツテ居ル、斯ウ云ノノデアリマス、第二種工業部門、即チ重工業及ビ機械工業ニ付キマシテハ、此ノ整備ハ工場ヲ減ラスノデハナク、其ノ機能ヲ刷新シ、或ハ系列ヲ整備完全ニ致シマシテ、仍テ以テ此ノ戰力增强ノ中心ヲ負擔シテ居リマス所ノ重工業、機械工業ノ能力ヲ彌ガ上ニモ發揮スルヤウナ方法ニヤリタイト云フ、斯ウ云フ考へ方ヲ説明シテ居ルノデアリマス、斯ウ云フヤリ方デアルカラ、從來ノヤウニ必ズシモ優秀ナ大工業が殘存シ、繁榮スルト云フ譯ニハ參ラナイ、立地條件ノ上カラ見テモ、弊務供出ノ點カラ見テモ、或ハ轉用ノ適格ノトカラ見テモ、ソレガ軍需工業ニ轉換スルコト、極メテ適當ナルモノナレバ、優秀大工業モ亦轉用活用サルルコトニナツテ、却テ

勞務ノ供出乏シク、或ハ金屬ノ回収餘リニ
多キヲ期待シ難イヤウナ小工業、或ハ家庭
工業ト云フヤウナモノハ、國全體ノ產業ノ
有機的ナ能力發揮ニ資スル意味ニ於テ、地
方ニ於テハ殘スヤウナコトガアルカモ知レ
ナイ、斯ウ云フ考へ方デアルノアリマス、
斯ウ云フヤリ方デアリマスカラ、從來ノヤ
ウナ全國劃一的ニ企業整備ヲヤルノデハナ
イ、所謂立地條件ト云フモノヲ能ク勘案考
究致シマシテ、地方ノ實情ニ應ズルヤウナ
今度ハ具體的實情ニ副ウタ企業整備ヲヤル
ノデアル、例ヘテ申シマスナラバ「セメント
ト」業ヲ整備スル場合ニ於キマシテモ、「セ
メント」業ノ燃料トシテ必要ナ石炭ガ澤山
ニ出ル場所ニアル「セメント」工場ハ、假令
假ニ能率ガ餘リ良イモノデナクテモ、側ニ
石炭ガアルナラバ、之ヲ殘シテ置イテ宜イ
デハナイカト云フヤウナ、實情ニ即シタ所
謂劃一的ナラザル所ノ企業ノ整備ヲヤル方
針デアルト言ツテ、其ノ態度ヲハツキリト
致シタコトデアリマス

ルモノナラバ、統制會ノ意見ヲ十分ニ參酌スル、各種ノ中央ニ於ケル產業團體ノ意見モ十分參酌スル、地方ノ場合ニ於キマシテ、新シイ性格ヲ持ツテ六月一日カラ登場シタ所ノ商工經濟會ト云フヤウナモノモ此ノ運營ニ十分ニ參畫サシテ實情ト遠ザカルコトナキヤウニ十分ニ注意スル考ヘデアル、モウ一つ休廢止工場等ノ工場主トシテ一番心配致シマスル點ハ、自分達ガ多年持ツテ居ツタ所ノ資產竝ニ設備ノ評價ガ、果シテ適正ナリヤドウカト云フ點デアルト云フコトヲ考へマシタノデ、政府ト致シマシテハ法律ノ上ニ、國民更生金庫或ハ產業設備營團方買取りマスル所ノ資產ノ評價ニ付キマシテハ、官民合體致シマシタ學識經驗者ヲ網羅スル所ノ新シイ評價委員會ヲ各設ケマシテ、其ノ運營宜シキヲ得テ、其ノ評價ガ適正ナルコトヲ國民ニ納得セシメテ、十分心力ヲナル協力ヲ期待スルヤウナ方途ニ出ヅルト云フコトノ説明ガアツタノデアリマス、更ニ政府ノ言明ニ依リマスルナラバ、戰爭ノ目的ヲ完遂スルニハ、一方直接戰力ヲ飛躍的ニ増強スルコトガ狙ヒドコロノ一つアルコトハ勿論デアルガ、同時ニ戰時國民生活ヲ確保スルト云フ點モ十分ニ考ヘテ居ルノデアル、第一種工業部門ニ於テ操業工場ヲ決定スル場合ニ於テ然リ、又第三種工業部門即チ雜品工業、國民生活ニ必要ナ日用品ノ工場ナドニ付テハ、一つノ計畫的ナ國民生活維持ニ對スル目標ヲ定メテ、是ガ敷備ヲ行フ積リデアルカラ安心シテ欲シイト云フコトヲ言ツテ居ツタノデアリマス、次ニ質問ト致シマシテ、從來ノ整備ニ於キマシテハ、統制會社等ニ對シマシテハ、動トモ致シマスルト手ヲ觸レラヌ傾向ガア

ツタ、民間ノ總テノ事業ハ國家ノ要請、政府ノ至上命令ニ心カラ納得協力シテ、是ト歩調ヲ合ハシテ整備ヲヤツテ行ク時ニ、獨リ政府ニ關係ノ近イ所ノ統制會社ノミガ何時モ安閑トシテ企業整備ノ範疇カラ逸脱シテ居ルト云フコトハ、或ハ國民ノ企業整備ニ對スル熱意ノ昂揚ヲ妨グモノナキヤヲ保シ難イ狀態デアルガ、今回ハ如何デアルカ、斯ウ云フ質問ニ對シマシテ商工大臣ハ率直ニ統制會社等ガ、統制經濟ニナリマシテ以來、國家ノ計畫ニ即應シテ生産配給其ノ他ノ仕事ノ運營ノ爲メ出來タト云フ當於キマシテ、時代ノ推移ニ伴ツテ、或ハ現時ニ於キマシテハ、相當ノ活動ヲシテ其ノ目的ヲ達シテ居ツタノデアラウガ、最近ニヤウナ統制會社モアルヤウニ思フカラ、此式ノ統制會社モ今日ニナツテハ方々ニアルヤウダ、或ハ又中間ノ費用ガ非常ニ掛カル事ニ物ヲ握ラザルトコロノ「トシネル」會社ノ際縦ト横ト兩方ノ部面カラ數多キ統制會社ヲ再検討致シマシテ、其ノ改廢ヲ決シ、モット簡素化シテ、仍テ以テ餘剩勞力アレバ之ヲ出シテ時局產業ノ方ニ向ケシメ、或ハ中間ノ利潤ヲ削減致シマシテ、サウシテ消費者ノ負擔ヲ減ラシ、生産者ノ蒙リマス損失ヲ減ラシテ行ク方針デアルカラト云フコトヲ言ハレタノデアリマス、ソレカラ今回休廢止工場ガ出來マスルト、隨テ地方稅ノ收入ト云フモノガ減リマシテ、或ル縣ニ於此レ見合ハセマシテ、此ノ企業整備ニ依リマシテ、地方ノ財政ノ困難ナルモノガ出来テ來ルガ、之ヲドウスルカト云フ質問ニ

對シマシテハ、洵ニ御説ノ通リデアル、斯ウ云フ場合ニハ地方分與稅ノ增加、或ハ定期債ヲ之ニ配分ヲ按配スルトカ、或ハ短期債ヲ之ニ許可スルトカ云フコトヲヤツテ一時的ニハ切抜ケルガ、將來ハ或ハ交付金制度ト云フヤウナトコモ考ヘナクテハナルマイガ、兎ニ角企業整備ニ依ツテ休廢止工場ガ出來テ、地方ノ稅收ガ減ツテ、地方ノ財政ガ其ノ爲メ都合悪ク行キマシタ時ニハ、政府ト致シマシテハ之ヲ放任セズ、親切ナ氣持ヲ以テ此ノ調整按配ニ乘出シテヤルト云フ。最後ニ一ツ申上ゲマスガ、金屬回收ハ今回ハ大々的ニ商工省ノ外局トシテ金屬回收本部ガ出來マシテ計畫的、綜合的ニオヤリニナルノデアリマス、委員ノ中一人カラノ質問ト致シマシテ、從來金屬回收ノ跡ヲ繰ネテ見ルト、折角金屬ヲ回收致シマシタガ、ソレノ輸送困難ナル爲ニ、長期間堆積シテ、此ノ事ガ動トモスルト外ノ物ノ滯送ヲ阻ムバカリデナク、熱心ナル供出者ヲシテ、其ノ後ノ供出ニ對シテ不動心ナラシムルノ虞ガアルヤウナ狀態ガ少カラズアツタガ、今回ハドウカ、之ニ對シマシテノ答ハ、今回ハ金屬回收本部ト云フモノガ中心ニナツテ、是ニ於テ計畫、回收、評價、輸送ト云フ所ノ綜合的ナ案ヲ立テマシテ、各省ト連絡シテ過去ノヤウナ醜イコトノナイヤウニ注意スル冠ヲ得ラレマシタノヲ初メト致シマシテ、爾來第十六回乃至第二十一回總選舉ニ至ルマデ續イテ當選サレ、在職十九年二箇月ノ三十三回ノ多キニ及ンダノデゴザイマス、此ノ間過グル第八十一議會ノ請願委員長ヲノ他一人ノ方カラ長イ時間ニ亘リマシタルモノガアルノデアリマス、一方企業整備ニ依ツテ地方ノ歲出ハ膨脹致シマスカラ、或ル縣ニ於此レ見合ハセマシテ、此ノ企業整備ニ依リマシテ、地方ノ財政ノ困難ナルモノガ出来テ來ルガ、之ヲドウスルカト云フ質問ニ

對シマシテハ、洵ニ御説ノ通リデアル、斯ウ云フ場合ニハ地方分與稅ノ增加、或ハ定期債ヲ之ニ配分ヲ按配スルトカ、或ハ短期債ヲ之ニ許可スルトカ云フコトヲヤツテ一時的ニハ切抜ケルガ、將來ハ或ハ交付金制度ト云フヤウナトコモ考ヘナクテハナルマイガ、兎ニ角企業整備ニ依ツテ休廢止工場ガ出來テ、地方ノ稅收ガ減ツテ、地方ノ財政ガ其ノ爲メ都合悪ク行キマシタ時ニハ、政府ト致シマシテハ之ヲ放任セズ、親切ナ氣持ヲ以テ此ノ調整按配ニ乘出シテヤルト云フ。最後ニ一ツ申上ゲマスガ、金屬回收ハ今回ハ大々的ニ商工省ノ外局トシテ金屬回收本部ガ出來マシテ計畫的、綜合的ニオヤリニナルノデアリマス、委員ノ中一人カラノ質問ト致シマシテ、從來金屬回收ノ跡ヲ繰ネテ見ルト、折角金屬ヲ回收致シマシタガ、ソレノ輸送困難ナル爲ニ、長期間堆積シテ、此ノ事ガ動トモスルト外ノ物ノ滯送ヲ阻ムバカリデナク、熱心ナル供出者ヲシテ、其ノ後ノ供出ニ對シテ不動心ナラシムルノ虞ガアルヤウナ狀態ガ少カラズアツタガ、今回ハドウカ、之ニ對シマシテノ答ハ、今回ハ金屬回收本部ト云フモノガ中心ニナツテ、是ニ於テ計畫、回收、評價、輸送ト云フ所ノ綜合的ナ案ヲ立テマシテ、各省ト連絡シテ過去ノヤウナ醜イコトノナイヤウニ注意スル冠ヲ得ラレマシタノヲ初メト致シマシテ、爾來第十六回乃至第二十一回總選舉ニ至ルマデ續イテ當選サレ、在職十九年二箇月ノ三十三回ノ多キニ及ンダノデゴザイマス、此ノ間過グル第八十一議會ノ請願委員長ヲノ他一人ノ方カラ長イ時間ニ亘リマシタルモノガアルノデアリマス、一方企業整備ニ依ツテ地方ノ歲出ハ膨脹致シマスカラ、或ル縣ニ於此レ見合ハセマシテ、此ノ企業整備ニ依リマシテ、地方ノ財政ノ困難ナルモノガ出来テ來ルガ、之ヲドウスルカト云フ質問ニ

○議長(岡田忠彦君) 三案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ぶ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマス、仍テ三案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマス
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ぶ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認ヌ
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ぶ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認ヌ
○議長(岡田忠彦君) 第二讀會(確定議)
昭和十八年法律第九號中改正法律案
充ツル爲公債發行ニ關スル件(政府提出)
○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマ
君ハ又昭和四年七月ニ遞信大臣祕書官ニ、

知リヲ願ヒタイト思フノデアリマス、斯クテ遂ニ夕刻ニナリマシテ質疑ヲ終了致シマ

報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

御報告ヲ申上ゲルコトガアリマス、議員加

シテ討論ニ入りマシタ、野田武夫君カラ翼賛政治會ヲ代表致シマシテ贊成ノ意見ノ開陳ガゴザイマシタ、全會一致ヲ以チマシテ

藤俊夫君ハ去ル六月七日何レモ逝去セラレソレトモ原案ノ通り可決確定スペシト云フコトニ決シマシタ、此ノ段御報告ヲ申上ゲマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 三案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ぶ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 私ハ此ノ際甚ダ僭越デハゴマス、順次之ヲ許シマス——野田武夫君

○野田武夫君 私ハ此ノ際甚ダ僭越デハゴマス、一同ヲ代表シ、曩ニ故人トナラレマシタ平川松太郎君ニ對シ謹シ表シタ

伊ト存ジマス
○森下國雄君 直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ぶ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 第二讀會(確定議)
國民更生金庫法中改正法律案(政府提出)
昭和十八年度一般會計歲出ノ財源ニ
冠ヲ得ラレマシタノヲ初メト致シマシテ、爾來第十六回乃至第二十一回總選舉ニ至ルマデ續イテ當選サレ、在職十九年二箇月ノ三十三回ノ多キニ及ンダノデゴザイマス、此ノ間過グル第八十一議會ノ請願委員長ヲノ他一人ノ方カラ長イ時間ニ亘リマシタルモノガアルノデアリマス、一方企業整備ニ依ツテ地方ノ歲出ハ膨脹致シマスカラ、或ル縣ニ於此レ見合ハセマシテ、此ノ企業整備ニ依リマシテ、地方ノ財政ノ困難ナルモノガ出来テ來ルガ、之ヲドウスルカト云フ質問ニ

同ジク六年四月ニハ遞信參與官ニ、同十四年一月ニハ遞信政務次官ニ任ゼラレマシテ、遞信行政ニ參畫セラルコト前後二年有餘ニ及ビ、或ハ電氣通信、船舶管理、航空機製造事業、國民貯蓄獎勵、造船事業ノ各委員會委員、電力審議會委員、日本發送電、大日本航空、東亞海運各株式會社設立委員等ヲ仰付ケラレ、君ガ航空、造船、電氣等ノ重要產業ニ關シ國家ニ貢獻セラレマシタ功績ハ、實ニ多大ナルモノガアルノデゴザイマス、他面君ヘ昭和十二年來數年間横濱貿易新報社長トシテ言論報國ノ爲メ活躍シ、又特ニ教育界ニ遺サレマシタ足跡大ナルモノガザイマス、即チ昭和二年四月、小田原商業學校ヲ創立シ、推サレテ校長ノ任ニ就キ、爾來夙夜拮据龍勉、教育ノ發展、文化ノ向上ニ盡瘁セラレ、其ノ高潔ナル人格ト、鐵石ノ信念ト、溢ルル溫情トニ育クマレマシタル數千ノ教へ子等ハ、君ノ計報ニ一タビ接スルヤ、敢然君ノ遺志ヲ繼ギ、挺身報國ノ誓ヒヲ立テテ、時局ノ第一線ニ活躍シツツアルノデゴザイマス、君ノ遺績洵ニ偉大ナリト言ハネバナリマセヌ、今ヤ鬱烈ナル決戰眞最中、此ノ有爲ノオヲ抱イテ忽然トシテ不歸ノ客トナラレ、永遠ニ本讌場ニ相見ユルノ機ナキニ至リマシタコトハ、洵ニ國家ノ爲ニ痛惜ニ堪ヘヌノデゴザイマス、茲ニ諱ンデ哀悼ノ意表示次第ゴザイマス（拍手）

加藤君ハ實ニ其ノ魁偉ナル體軀、堂々タル風貌ノ示スガ如ク、平素極メテ旺ンナル精神力ト、逞シキ健康體トヲ兼ネ具ヘテ、恰モ病ムコトヲ知ラザル人ノ如キ感ガアツタノデアリマス、然ルニ不幸本年初頭ヨリ病ノ冒ス所トナラレマシテ、時恰モ第八十一議會開會中デアリマシタ爲メ、優レテ責任感ノ強キ君ハ、敢然病軀ヲ押シテ連日登院ヲ續ケラレ、其ノ蘊蓄ヲ傾ケテ衆議ノ職責ヲ全ウセラレタノデアリマス、斯クテ漸ク昂閉院ノ日ヲ待チマシテ初メテ廣島市ノ自邸ニ歸リ、更ニ入院シテ切開手術ヲ受ケラレタノデアリマスガ、時既ニ病勢甚グシク昂進致シテ居リマシテ、爾後ノ容態モ惡化ノ一路ヲ辿リ、遂ニ去ル六月七日再び起ツナク、年齒五十九歳ニシテ黄泉ノ客トナラレマシタコトハ、返スノモ痛恨ノ極ミト存ジマス

レ、次イデ昨春ノ衆議院議員總選舉ニ際シ、
驟然廣島縣第一區ヨリ立候補セラレマシテ、
多年ノ宿望ヲ果シテ、初陣ニ克ク當選ノ榮
冠ヲ贏チ得ラレ、愈、其ノ逸足ヲ中央政治ニ
進メラレルニ至ツタノデアリマス、斯クノ
如ク君ガ政治的足跡ヲ顧ミマスレバ、駿々
トシテ止マル所ナク、前進ノ巨歩ヲ續ケ、行ク
所可ナラザルナキ卓拔ノ才腕ヲ揮ヒ、以テ太
田川ノ改修、宇品港ノ修築、或ヘ大廣島市
都市計畫ノ完成等國家並ニ地方發展ノ上ニ
貢獻シタル所枚舉ニ遑ナク、其ノ功績洵ニ顯
著ナルモノガアツタノデアリマス、君ヘ資
性溫厚ニシテ而モ情誼ニ厚ク、自ラ奉ズルコ
ト薄クシテ、人ノ爲ニ盡シテ惜シマズ、君ガ
常ニ地方一方ノ棟梁トシテ千鈞ノ重ヲ示シ
來レル亦宜ナリト謂フベキデアリマス、而
モ無盡ノ智略、不屈ノ鬪魂ニ加フルニ宿年
ノ政治的練磨下相俟チ、其ノ器量愈々上リ、手
腕益々冴エ、今後君ガ邦家ノ爲ニ盡瘁貢獻ス
ル所眞ニ大ナル期シテ俟ツベキモノガアツ
タノデアリマス

今ヤ祖國ノ運命ヲ決スベキ蹠古ノ重大時
局ニ當リ、君ノ如キ有爲ナル材器ガ一朝忽焉
トシテ不歸ノ人トナラレマシタコトハ、邦
家ノ爲メ痛惜ノ情ニ堪ヘザル所デアリマ
ス、茲ニ議員一同ヲ代表致シマシテ、恭シ
ク用意ヲ表シ、哀悼ノ誠ヲ捧ゲル次第デアリ
マス（拍手）

○議長(岡田忠彦) 起立多數、仍テ議員
赤尾敏君ヲ懲罰委員ニ付スルニ決シマシタ、
明十八日ハ午後一時ヨリ本會議ヲ開キマ
ス、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、
本日ハ是ニテ散會致シマス
午後九時五十五分散會

